

答 申 第 9 4 号
(諮 問 第 9 6 号)

令和 3 年 (2021 年) 5 月 20 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 2 年 (2020 年) 8 月 28 日付け鎌総第 1364 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和元年（2019年）12月12日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「（鎌倉市と）JR東日本 本社との打合せ議事録 2件 1. 平成26年9月16日 2. 平成26年11月25日」について、実施機関鎌倉市長が令和元年（2019年）12月26日付けで行った行政文書一部公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和元年（2019年）12月12日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「（鎌倉市と）JR東日本 本社との打合せ議事録 2件 1. 平成26年9月16日 2. 平成26年11月25日」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、令和元年（2019年）12月26日付け鎌倉市指令深地第27号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和2年（2020年）1月6日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和2年（2020年）1月6日付けで提出した審査請求書及び同年2月25日付けで提出した反論書を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 各不開示部分について、条例第6条第2号及び第4号柱書の

いずれに該当するのか明示されておらず、理由付記についても条文をそのまま引用しており、違法不当である。

イ 神奈川県、藤沢市及び鎌倉市は村岡新駅設置を含む、村岡地区及び深沢地区一体施行を公表している。処分庁は一体施行に至った経過を、市政を運営する上において、市民等に対し知る権利を保障しかつ、説明責任を果たすため、条例第6条第2号及び第4号に該当するとした一部公開決定処分を取り消すべきである。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和2年(2020年)2月17日付けで提出された弁明書及び同年9月23日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 本件処分で非公開とした情報は、条例第6条第2号及び第4号に該当し、条例に則り適切に文書を公開している。なお、本件処分時には条例第6条第2号としていたが、口頭による決定理由説明の際に、具体的には同条同号アに該当すると釈明した。
- (2) 条例第6条各号該当箇所を個々に切り分けて表してはいないが、条例第10条第2項に則り、決定通知書において非公開情報の概要及び理由を示しており、審査請求の趣旨及び理由の記載を妨げるような不利益を与えるものではない。
- (3) 一体施行に至った経緯について、条例第6条の規定に則り、該当する箇所を非公開としたものであり、条例に基づき適正に情報公開を行ったものであり、本件一部公開決定は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書は、深沢地域整備事業に関して、平成26年(2014年)9月16日及び同年11月25日に実施された、鎌倉市とJR東日本との打合せの議事録である。

そこで、本件対象文書について、一部公開とした実施機関の処分について検討する。

(2) 条例第6条第2号該当性について

ア 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、条例第6条第2号アに該当するとされた部分については、深沢地域整備事業の実施にあたり、J R東日本の役割や対応等今後の営業方針に関わる情報が記載されていた。これらは、一般に公開することとなれば、当該法人の経営方針の一端が明らかとなり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、これらの情報が条例第6条第2号アに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第6条第4号該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、条例第6条第4号に該当するとされた部分については、深沢地区土地区画整理事業を円滑に推進するための課題及び対応方針の検討内容が記載されていた。これらの情報は、一般に公開することとなれば、今後、事業区域内の地権者との交渉が困難になることが予想されることから、事業の実施における合意形成が難航するなど、実施機関の土地区画整理事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 1 / 1 2 / 1 2	行政文書公開請求書が提出される
1 2 / 2 6	行政文書一部公開決定通知書送付
2 / 1 / 6	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
2 / 1 7	処分庁が審査庁に弁明書を提出
2 / 2 5	審査請求人が審査庁に反論書を提出
7 / 2 7	口頭意見陳述を実施
8 / 2 8	審査会に対し諮問
3 / 1 / 2 9	第 121 回審査会で審議
3 / 1 6	第 123 回審査会で審議
5 / 2 0	答申（答申第 94 号）